兵庫県 神戸市

まちづくり条例 戸市認知症の人にやさしい

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課認知症対策係長

中原

啓詞

神戸市は、「神戸市認知症の人にやさ まちづくり条例」を制定した(条例第21号 て平成30年4月施行ののち、同31年4 月に改正施行)。

条例に基づき、個人市民税均等割の上乗せ を財源として、認知症の早期受診を推進する ための「診断助成制度」と認知症の人が外出 時などに事故を起こした場合に被害者を救済 する「事故救済制度」を組み合わせて実施す る、全国初の取組(認知症「神戸モデル」) を実施している。

1 条例制定に至った背景と経緯

深められてきました。 が展開され、 でボランティアの参加による活発な地域活動 むきっかけとなった阪神・淡路大震災が発生 は、 けて推進してきました。そして、平成7年に をまもる条例」を制定し、 1 の協働による福祉都市づくりを、 神戸市では、 高齢者の見守り活動を始めとして、 災害時の要援護者対策に本格的に取り組 神戸市におけるこれまでの取組 地域を超えて人々のつながり 昭和52年に「神戸市民の 市民・事業者・ 全国に先駆 各地 福 祉

その後、震災復興プロジェクトとしてポ

療の研究機関や高度専門病院群、企業や大学 構想が進められ、現在では約400の先端医 ディカルクラスターが形成されています。 0 トアイランドを拠点とする神戸医療産業都 そして、これらの取組が評価され、平成28 集積が進んでおり、 日本最大のバイオメ

は、

2

認知症の人が起こした事故に関する

済制度の創設

団塊の世代が75歳以上となる令和7年に

認知症患者数は700万人前後に達し、

や 認知症高齢者等に優しいコミュニティの推進 められた「神戸コミュニケ(神戸宣言)」では、 開催されることになり、この会合で取りまと 年9月に、 ための取組の重要性が強調されました。 症 の人と共に暮らし、その介護者を支援する 治療・ケアの奨励等が盛り込まれ、 神戸市で「G7保健大臣会合」が 認知

のでもあるため、

今後は、

有病率が増加するもので、

誰もがなり得るも 認知症の人ととも

込みです。認知症は、年齢が上がるにつれて 65歳以上の高齢者の約5人に1人を占める見

ていく必要があります。

に暮らすことを前提にして地域社会を構築し

平成19年12月に愛知県で当時91歳の認知症の 人が線路に立ち入り、走行する列車にはねら これまで認知症の人が関係した事故 、大きな議論を巻き起こしたものとしては のう

れて死亡した事故が挙げられます。

を受ける可能性が高くなるといった問題点が 督義務者に準ずる者とされ)、 ない可能性があること、 を起こした場合に、 ました。この判決には、 裁では訴額の約半額についてJR東海の請求 浮き彫りになりました。 で介護する方が 含む精神上の障害による責任無能力者が事故 な判断とする見方がある一方で、 族に損害賠償義務はないという判断が下され が認められたものの、 名古屋地裁では訴額の全額、 の損害賠償を請求する訴訟を提起し、 替輸送等に要した経費として、 この事故では、 (民法第714条に基づく監 JR東海が遺族に対して振 被害者が十分に救済され 平成28年、 ②認知症の人の身近 家族に対する温情的 二審の名古屋高 損害賠償請求 約720万円 ①認知症を 最高裁で家 一審の

(3) 条例制定に向けて

を立ち上げ、条例の骨子や認知症「神戸モデる救済制度の創設など、新たな試みを実現する、認知症によって、認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごすことができる。認知た地域で安心して過ごすことができる。認知た地域で安心して過ごすことができる。認知た地域で安心して過ごすことができる。認知ないなりました。平成29年3月に有識者会議を立ち上げ、条例の骨子や認知症「神戸モデを立ち上げ、条例の骨子や認知症「神戸モデを立ち上げ、条例の骨子や認知症「神戸モデを立ち上げ、条例の骨子や認知症「神戸モデを立ち上げ、条例の骨子や認知症「神戸モデを立ち上げ、条例の骨子や認知症「神戸モデを立ち上げ、条例の骨子や認知症「神戸モデ

行しました。 お市で初めてとなる「神戸市認知症の人にやお果、認知症に特化した条例としては指定がしいまちづくり条例」を平成30年4月に施い、の構築に向けた審議を通じて取組を進め

ては、 する意見が見受けられた一方で、新たな制度 事 理解を深めるため、 初めて)を行うことに関して市民への説明や パブリックコメントでは、認知症 したが、 は賛成との意見も多くあり、 運営のために社会全体で広く負担することに 財 な意見聴取に努めました。その結果、 の特集記事を入れて広報を行うなど、 配 税 トを平成30年9月~10月に行いました。この する条例改正を行うためのパブリックコメン 規定を更に整備するとともに、予算措置に関 通(629件)もの意見が寄せられましたが、 ル」の仕組みや、 業を削って実施すべき等、 源に関する意見(175件)には、 |布している「広報紙KOBE」に4ページ そしてこの条例の施行後、 (年間400円。 肯定的な意見が多数を占めました。 認知症 「神戸モデル」の創設に関し 個人市民税均等割の超過課 募集期間中、毎月全戸に 福祉目的の実施は全国で 増税自体を否定 事故救済制度の 賛否は分かれま 「神戸モデ 3 9 6 積極的

2 条例内容・設計の解説

「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり「神戸市認知症の人にやさしいまちの実なが必要な支援を受けられるよう、まち全体ので支えることを規定して認知症の人とその家本理念では、認知症の人にやさしいまちづくり

認知症施策の推進については、認知症「神戸モデル」の取組を中心に「予防及び早期介入」・「事故の救済及び予防」・「治療及び介護の提供」・「地域の力を豊かにしていくこと」という4つの柱を掲げています(図1参照)。市、市民及び事業者は、この4つの柱に沿った施策を協力して展開することにより、認知症「神症の人にやさしいまちづくりに努めるものとしています。

条例を基にした取組

3

(1) 認知症「神戸モデル」

開始しています。 を創設し、平成31年4月から全面的に運用をの新たな取組として、認知症「神戸モデル」慣れた地域で安心して暮らし続けられるため慣いた地域で安心して暮らし続けられるため

認知症「神戸モデル」は、認知症の早期診

図 1 施策推進の4つの柱

予防及び早期介入

·世界保健機関(WHO)、神戸医療産業都市 大学、研究機関等との連携による取組 [情報提供、製品・サービスの開発支援等]

事故の救済及び予防

- ・認知症と診断された人による事故に関する 救済制度の創設
- ・認知症の疑いがある人の運転免許自主返納
- 移動手段の確保等、地域での生活支援

す

そこで、

神 戸

市

で

は、

事

前

登

録が

不要で、

治療及び介護の提供

- 早期診断体制の確立
- ・認知症初期集中支援チームの全区実施
- 認知症疾患医療センターの拡充 (5→7か所)

地域の力を豊かにしていくこと

- 交流できる環境や社会参加の場の整備
- 中学校区単位での認知症高齢者等への 声かけ訓練の実施
- 行方不明高齢者早期発見事業の実施

制

度と賠償責任保険の

「2階建て方式」

によ

っていない特徴になっています。

対象を拡大していることが、

他の自然

市民への啓発、児童・生徒への教育の推進

0)

有無を問わずに給付する見舞金

なしで受診できることや、

「事故救済制度

前登録を不要とし、

認知症の

人の

賠償責任

付金

2段階方式で最終的な病名診断まで自己負担

を救済するための

事故救済制度」

を組み合

せた取組です。

特に、

「診断助成制

度

は

断

を促すため

0

診

断助成制度」と、

認

知

症

0)

人が事故を起こしてしまった場合に被害者

2 診断助 成制 度

65

ます 検診を行うことで、 h .感ができるだけ軽減できるように努めて 療機関で認知症 機能検診」では、 歳以上の市民を対象者とし、 ば、 知 (市が発行する受診券を医 症 無料で受診可能 「神戸モデル」 の疑い 受診に対する抵抗感や負 市内421 0) 0) 診 有無を見るため 断 第1段階 助 か所 療機関に 成 0 制 り身近な 度 0) 提 は 示 0

内 65 アル まで最終的な診断を行っています 第2段階 のか所の ルツハ 体型認知症等 1 専門的 0) マー 「認知機能精密検 -型認知症、 な医療機関で認知症の) や軽 度認知障害 血管性認知症、 查 (保険診療 では、 病名 市

による自己負担分は

後日助成金として返金

3 事故救済制度

よる 物損 を行う 遭った人に対して最高30 責任があった場合に1事故最高2億円 知 損 知症 症と診断され ~2階建て方式~ まで補償する 害賠償責任 「見舞金制度 「神戸 モデル 一の有 た人が事故を起こした場 を採用しています。 賠償責任保険制度」 ٤, 0) に無を問 事 その 00万円まで救 故救 わずに事故 後、 済制度」は、 損害賠 13

ません。 ないことから、 ると認められない場合には原則として機能 とが必要であり、 (家族や監督義務者を含みます。) な 一の人が診断を受けて保険に加入しているこ 0) 賠 .制限させようとする意識が 償責任保険制度」 場面も想定されます。 0 々 な態様を持つ認知症 存在が社会的 被害者への賠償が十分になさ 事故を起こした認知症の なリス は、 ク要因とみなさ このため、 事故以前に 0) 人の行 醸 に責任が 成成され 動を 認知 認 か あ 知

れ

2 件 とを可能にしてい することにより、 損害賠償責任の有. なお、 見舞金制度 賠償責任保険1件) これまでの支給実績は3件 、ます。 を創設 多くの場合で救済されるこ 無を問 わずに支給する独 して給付対象を拡大 ですが 見 ず n

らは、 故に遭 果を果たしているものと考えています せ 数 ようになったとの意見が多くあり、 千 人身事故等の大きな事故は発生してい 円 担った人、 保険制度の 事故を起こした認知症の から十 数 事 一 円 存在で安心して外出 ,故救済制度に加 まで 0) 少 額 人の家族や事 0) 入した人 案 定の 件 [できる で か

(4)認知症「神戸モデル」の実施状況

1

認知機能検診

(第1段階

中込者数(令和2年1月26日まで) 1万3043人 8万 (令和2年1月26日まで)

約

受診者数(令和元年9月末まで) 23万人に受診券を発送 右記とは別に、75歳以上の市民

3

令

和2年1月現在

認知機能検診実施医療機関

(第1段階)

実施医療機

関

認知

機

精密検査

(第2段階

実

入施医

関

65 能

(開始時

53

4 2 1

(開始時:

3 2 6 2

認知機能精密検査

(第2段階

受診者数

令

和

元年9月末まで

872人

(4)

事故救済制度申込状況

(令和2年1

户

26

7

か所を含みます

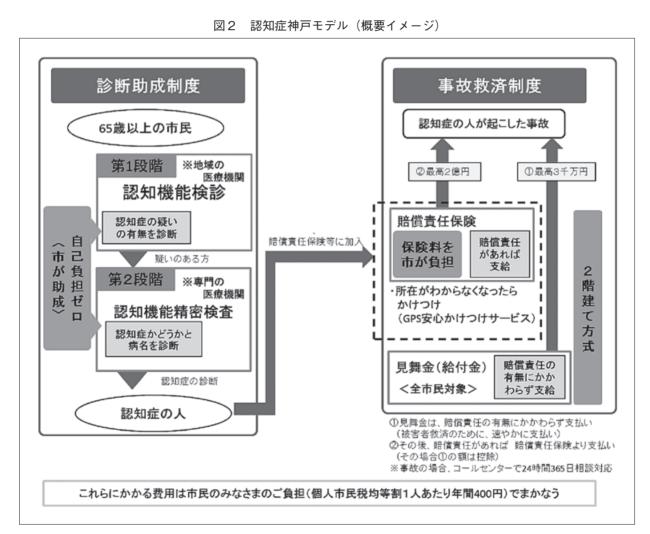
第2段階には、

認知症

疾

/ 患医

屋療セ



夕

な制 組が

他

0

自

治

体にも広が

最

的に

全国

的 取

今後は、

認

知

症

神

戸

、モデル

0)

度として整備さ

れ

ば、 'n

模 終

0

経

済

性

が

発揮されることで、

現 n

行コ

ス

1

人当た

曺

4

0

0

円

0

大幅な低減

É

可

能となると

日 頍 在

人

4 と今後の展望

名の なっ 中 L b, 認知 0 13 心として、 本 千条例 、まち 7 続けることが 中 ぉ 症 で 市 かり、 職員 は 13 は 対 0 今 認 実現 していただい が す 车 月 地 る 知 知 度 元を目 へできる /までに約70 域に 市 症 症 最 民 0) b 人が地 神 出 0 的として 希 の関心に [向き説 戸 認 望 って モ が 節知症 回 域 デ 11 多 は ま 崩 13 Ĉ ル ・ます す。 13 約32 す 高 安 0 テ 人に る 心 0 13 1 \$ 出 して 取 0 . P マ 組 前 0 幕 講 が を 0

> 考えて 期待しています。 やさし 13 ・ます。 11 ・まち 1 神 芦 13 から 向 ゖ゙ た取組 全 国 が広がること 認 知 症 0)

人

ため て、 施策として、 更なる普及に向け 安心して在宅で生活できるように í くことが必要であると考えています 認 知症 方に受講 認 0) 診 知 あ 制 断 度 んしんすこや 症 を受け 神 や仕組みを今後 0 市内76 方を 戸 、モデル」 た認知 地域 た啓発活動 か かセン :所の 全体で見守 症 につ 血やその らも更に 地 地域包 野を継 ター) 11 7 家族 ŋ するため は、 充実させ 括支援セ 続するとと を軸と 支える 0 今後 方が

●第57号(2019年5月発売) 定価(本体 1.150 円 + 税)

成年後見制度の利用促進に向けて

7.実 成年後見制度の利用促進に向けて 自治体における成年後見制度利用促進に向けて~基本計画を中心として~ 市区町村における成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関整備の必要性とその方法について 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備と実務の在り方について 市区町村長による成年後見申立ての促進について 市区町村長による成年後見申立ての促進について 委知県豊田市 地域共生社会に向けた中核機関の整備と法福連携による相談・申立支援の充実 東京部山市 重層的な対ワー機製には要支援者の早期提ともに見ずり支合)、安心て健や対象がなおも相能で 大阪府大阪市 中核機関と家庭裁判所・専門職との連携による制度利用促進 東京都品川区 相談受付から後見実施までをワンストップで 志木市成年後見制度の利用を促進するための条例 明石市職員の平等な任用機会を確保して管害者の自立と社会参加を促進する条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例 多可町一日ひと褒め条例 鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例

・トピックス 水道法改正の概要 「新たな過疎対策に向けて~持続可能な低密度地域社会の実現~」(総務省過疎問題懇談会中間的整理)の解説

株式会社 ぎょうせい フリーコール (通話料無料) | TEL: 0120-953-431 ノソーコール(通話料無料) | TEL: 0120-953-431 Web 受付時間: 月~金 9時から17時 | FAX: 0120-953-495 サホ URL: https://gyosei.jp 商品に関するご照会・お申込は、

